

熊本県大規模集客施設等時短要請協力金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、令和3年5月15日付熊本県告示第480号の4のとおり、大規模集客施設等の営業時間短縮の協力要請を行った。本協力要請に全面的に応じた事業者に対して、熊本県大規模集客施設等時短要請協力金を交付するものとし、その交付等に関しては、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「大規模集客施設」とは、「令和3年4月23日付基本的対処方針」三(3)3)①において、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設として、営業時間短縮要請を行うものとされた施設であり、かつ、都道府県が行う新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を受け、これに応じた施設のことをいう。
- (2) 「大規模集客施設運営事業者」とは、前号の施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該施設の営業時間等を決定する権限を有し、これにより営業時間短縮を決定した者のうち、大規模集客施設の営業時間短縮要請期間に関しコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支給を受けた者を除く事業者とする。なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。
- (3) 「テナント事業者等」とは、以下の全てを満たす店舗を営む事業者であって、営業時間短縮の期間に関しコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支給を受けた者以外の事業者とする。
 - ・ 対象大規模集客施設の、要請に基づく営業時間短縮要請期間中に、契約に基づき、当該対象大規模集客施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該対象大規模集客施設を利用する一般消費者向けに、当該対象大規模集客施設の運営者に対して一定の自律性をもって店舗を運営する事業者又は対象大規模集客施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する場合の上映室（この場合、上映室を店舗とみなすこととし、映画館運営事業者及び映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなすこととする。）
 - ・ 対象大規模集客施設が営業時間短縮要請を受けて全面的に協力をした結果、営業時間短縮を行った店舗を運営する事業者
- (4) 「対象区域」とは、熊本市全域のことをいう。
- (5) 「対象期間」とは、令和3年5月16日(日)午後8時から令和3年6月13日(日)午後12時までの期間をいう。
- (6) 「営業時間短縮」とは、対象期間において、午後8時から翌日午前5時(前号

に掲げる期間の最終日にあつては、午後12時)までの営業を行わないことをいう。ただし、映画館及びイベントについては、午後9時から翌日午前5時(前号に掲げる期間の最終日にあつては、午後12時)までとする。

(7) 「時短日数」とは、要請期間中に営業時間短縮を実施した日数の合計のことをいう。

(8) 「協力要請に全面的に応じる」とは、営業時間短縮の要請期間中(令和3年5月16日(遅くとも5月18日)から同年6月13日まで)の全期間、大規模集客施設等について営業時間短縮を行うことをいう。

(交付対象)

第3条 協力金の交付対象となる事業者は、対象期間において、協力要請に全面的に応じ、業種別ガイドラインに沿って、感染症防止対策に取り組んでいる大規模集客施設運営事業者及びテナント事業者等とする。

(交付額及び算定方法)

第4条 協力金の交付額及び算定方法は、別表1のとおりとする。

(申請)

第5条 協力金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請書類を知事に提出するものとする。

(1) 熊本県大規模集客施設等時短要請協力金交付申請書兼請求書(第1号様式)

(2) 誓約書(第2号様式)

(3) 申請の手引きで別に定める書類

(4) その他知事が必要と認める書類

2 暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する事業者は、協力金の交付申請をすることができない。

3 知事は、前項に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

4 別途実施している飲食業等に係る「熊本県時短等要請協力金」とは重複して申請することはできない。

(その他必要な事項)

第6条 この要項に定めるもののほか、協力金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和3年6月11日から施行する。

(別表 1 (第 4 条関係))

大規模集客施設運営事業者	以下の①～④いずれかの方法で算定する。複数該当する場合は、合算して算定する。
	<p>①自己利用部分面積に関する算定</p> <p>大規模集客施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分（自己利用部分面積）を有する場合には、下記のとおり算定する。</p> <p>また、自己利用部分面積には、大規模集客施設運営事業者がテナント事業者等、生活必需品の販売等を行う店舗等を有する事業者等及び特定百貨店店舗（当該店舗の売上が当該百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗のことをいう。）に賃貸、分譲、分配している区画がある場合において、当該区画の面積（映画館における常設のスクリーンを有する上映室は除外しない）を除外するほか、階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等の、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積についても除くものとする。</p> <p>なお、算定に関しては、千平方メートルを 1 単位とし、1 単位未満を切り捨てとするが、自己利用部分の面積の合計が、千平方メートル未満の場合は千平方メートル（1 単位）とみなす。</p> <p><算定></p> <p>自己利用部分面積千平方メートル（1 単位）ごとに 20 万円 ×（営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間 / 本来の営業時間 × 時短日数</p>
	<p>②テナント事業者等の管理把握に関する算定</p> <p>大規模集客施設内に、テナント事業者として協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が 10 以上存在する場合に下記のとおり算定する。</p> <p><算定></p> <p>（テナント店舗数+特定百貨店店舗数）× 2 千円 ×（営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間 / 本来の営業時間） × 時短日数</p>
	<p>③特定百貨店店舗数に関する算定</p> <p>大規模集客施設内に特定百貨店店舗が存在する場合に下記</p>

	<p>のとおり算定する。</p> <p><算定> 特定百貨店店舗数×2万円×(営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間/本来の営業時間)×時短日数</p> <p>④映画館を運営する事業者に関する算定 大規模集客施設である映画館の運営事業者については、スクリーンを有する上映室ごとに店舗とみなして下記のとおり算定する。</p> <p><算定> 映画を上映する常設スクリーン数×2万円×(営業時間短縮要請に応じて上映できないこととなった映画の回数/要請対象日に上映する予定であった映画の回数)×時短日数</p>
テナント事業者等	<p>以下の①～②いずれかの方法で算定する。</p> <p>①テナント事業者に関する算定 大規模集客施設で店舗を運営するテナント事業者については、下記のとおり算定する。</p> <p>なお、算定に関しては、百平方メートルを1単位とし、1単位未満を切り捨てとするが、店舗が、百平方メートル未満の場合は百平方メートル(1単位)とみなす。</p> <p><算定> 1店舗あたり百平方メートル(1単位)ごとに2万円×(営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間/本来の営業時間)×時短日数</p> <p>②映画配給会社に関する算定 大規模集客施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する場合、配給会社は下記のとおり算定する。</p> <p><算定> 映画を上映する常設スクリーン数×2万円×(営業時間短縮要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数/要請対象日に上映する予定であった映画の回数)×時短日数</p>